

# 福岡県公報

平成20年10月31日  
第 2 8 9 2 号

## 目 次

### 告 示 (第1761号 - 第1774号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
土地改良区の合併の認可	(農村整備課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
救急病院の認定	(医療指導課)	.....	4
救急病院の認定	(医療指導課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	4
公 告			
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	.....	5
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	.....	5
一般競争入札の実施	(企画交通課)	.....	7
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	.....	9
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	.....	11
争議行為の通知	(労働政策課)	.....	13

## 雑 報

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の変更	(高速道路対策室)	.....	13
北九州高速道路の料金について理事長が定める方法	(高速道路対策室)	.....	17
北九州高速道路に係る料金の弾力的な割引について	(高速道路対策室)	.....	17
北九州高速道路のETCシステム使用について	(高速道路対策室)	.....	17

## 告 示

福岡県告示第1761号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字原618 - 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市大字原618番地2  
小嶋 泰

福岡県告示第1762号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
田川郡添田町大字添田1092番地1、1142番地1、1142番地3及び1142番地8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
田川郡添田町大字添田2151番地  
添田町長 山本 文男

## 福岡県告示第1763号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	56	(今回変更した事項) 福岡市博多区住吉4丁目3番2号 オリエンタルフーズ株式会社	福岡市西区大字千里111の1 福岡県立筑前高等学校内売店	平成19年7月2日
旧		(今回変更した事項) 福岡市中央区大濠1丁目3番5号 オリエンタルフーズ株式会社		

## 福岡県告示第1764号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小都市八坂568 - 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小都市八坂568 - 3  
古庄 秀行  
小都市八坂568 - 3  
古庄 李奈

## 福岡県告示第1765号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市下岩田字藤三町198 - 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
春日市下白水南七丁目14番地（井上ハイツ102号）  
黒岩 英樹

## 福岡県告示第1766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、矢部川左岸上流土地改良区及び矢部川左岸下流土地改良区の合併を平成20年10月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 矢部川左岸土地改良区は合併により設立する。
- 矢部川左岸上流土地改良区及び矢部川左岸下流土地改良区は、合併により解散する。

## 福岡県告示第1767号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日

平成20年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人中山花の会

(2) 代表者の氏名

新開 義喜

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市三橋町中山457番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、柳川市三橋町中山の柳川市立「立花いこいの森公園」に、地元小学校全校児童の手で桜の苗木を植樹・育成する活動を通じて児童の自然を慈しみ、環境を護り、郷土を愛する心を育てるとともに、花まつり等のイベントを開催することで市民を始め多くの方々に花見を楽しんでいただき、あわせて交通至便、風光絶佳の立地を生かして観光客の誘致を図り、町おこしにも役立てることを目的とする。

福岡県告示第1768号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人集客力環境研究会

(2) 代表者の氏名

井本 清規

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目9番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中心市街地の再生や地域の活性化などの事業を通して、地域経済社会の発展と生活環境の改善などを図ることにより地域振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1769号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人Second Place

(2) 代表者の氏名

藤瀬 一美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区祖原3番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、働く女性、これから働く女性及びそれに付随する人々に対して、学童保育事業、各種教室やセミナー開催や啓蒙事業、子どもと高齢者と地域住民がふれあえる場の支援事業を行い、働く女性、これから働く女性及びそれに付随する人々が孤立することなく、地域社会と共存できる、活力溢れる元気な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1770号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
医療法人社団広仁会 広瀬病院	福岡市中央区渡辺通1-12-11	平成20年11月1日から 平成23年10月31日まで
戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見2-5-1	
独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	

## 福岡県告示第1771号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
医療法人療仕会 松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	平成20年11月1日から 平成23年3月15日まで

## 福岡県告示第1772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	金田吉線 伊田	前	田川郡福智町伊方3493番10先から 同郡同町伊方3488番1先まで	6.7 ～ 7.0	240.0
			後	同上	6.7 ～ 7.0	240.0
			後	同上	9.2 ～ 13.0	250.0

## 福岡県告示第1773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	金田吉線 伊田	田川郡福智町伊方3493番10先から 同郡同町伊方3488番1先まで

## 福岡県告示第1774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年10月福岡県告示第2132号須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道（須恵町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

糟屋郡須恵町

2 都市計画事業の種類及び名称

須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月26日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成2年福岡県告示第2037号、平成4年福岡県告示第1893号、平成9年福岡県告示第1160号、平成10年福岡県告示第1279号、平成14年福岡県告示第91号及び平成18年福岡県告示第2132号の事業地に次の区域を加える。

粕屋郡須恵町大字上須恵字野間、字折口、字小島越、字尾崎、字岩の下、字桜原及び字男島の一部並びに大字佐谷字長原の一部並びに大字新原字向原及び字仏道の一部。

平成2年福岡県告示第2037号、平成4年福岡県告示第1893号、平成9年福岡県告示第1160号、平成10年福岡県告示第1279号、平成14年福岡県告示第91号及び平成18年福岡県告示第2132号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

粕屋郡須恵町大字須恵字サル田並びに大字上須恵字川子及び字名引。

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

ラッシュサポート

2 氏名

藤岡 友広

3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区博多駅前2丁目10番12号 東映ハイラーク博多駅前303号

4 登録番号

福岡県知事(1)第08508号

5 登録年月日

平成19年5月15日

6 行政処分の年月日

平成20年10月6日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止60日間（平成20年10月7日から平成20年12月5日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業法第24条の6の4

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ

らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
 イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 ウ 電話 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成20年11月28日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借及び保守期間

平成21年3月12日から平成26年3月11日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成20年11月28日(金)までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年12月10日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者
- (3) 納入しようとする物品等が1(2)において示した入札説明書の仕様と適合していることの確認を、平成20年12月8日(月)までに得ている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県県土整備部企画交通課  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3645
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成20年10月31日(金)から平成20年12月10日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
- (1) 場所  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県県土整備部技術調査室入札室(行政棟北棟6階)
- (2) 日時  
平成20年11月11日(火)午前11時00分
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成20年12月10日(水)午後5時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の日時及び場所
- (1) 日時  
平成20年12月11日(木)午前11時00分
- (2) 場所  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県県土整備部技術調査室入札室(行政棟北棟6階)
- 12 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込金額)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す



ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 17 Summary

- (1) Contract matter  
Contract for lease and maintenance of personal computers for public works information systems
- (2) Deadline for Tender  
5:00 PM on December 10, 2008
- (3) Contact Point for the Notice:Projects and Transportation Planning Division,  
Prefectural Land Development Department,  
Fukuoka Prefectural Office,7-7,  
Higashikoen,Hakata-ku,Fukuoka City,812-8577,Japan  
TEL 092-643-3645

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年10月17日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社吉村組	行橋市大字金屋368 - 1	吉村 晴敏	平成17年2月23日 福岡県知事許可(特・般 - 16) 第75076号
有限会社繁永建設工業	行橋市大字宝山904 - 1	繁永 國廣	平成19年1月7日 福岡県知事許可(般 - 18) 第71346号
有限会社中本土木興業	行橋市大字中川2 - 1	中本 和照	平成19年6月21日 福岡県知事許可(般 - 19) 第85105号
誠里建設	行橋市大字下崎1370	野田 千萬里	平成20年1月9日 福岡県知事許可(般 - 19) 第102503号
有限会社泰正建設	行橋市大字稲童1361	富田 泰正	平成19年4月16日 福岡県知事許可(般 - 19) 第72461号

### 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

#### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

#### (2) 停止期間

ア 有限会社吉村組

平成20年11月1日から平成20年12月30日までの60日間

イ 有限会社繁永建設工業

平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間

ウ 有限会社中本土木興業

平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間

エ 誠里建設

平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間

オ 有限会社泰正建設

平成20年11月1日から平成20年11月30日までの30日間

### 4 処分の原因となった事実

ア 有限会社吉村組の取締役は、平成18年12月27日施行の行橋市発注に係る「祇園町地区面整備汚水管渠築造工事(8工区)」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、平成20年1月29日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

イ 有限会社繁永建設工業の代表取締役は、平成18年12月27日施行の行橋市発注に係る「祇園町地区面整備汚水管渠築造工事(8工区)」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、平成20年1月29日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

ウ 有限会社中本土木興業の代表取締役は、平成18年12月27日施行の行橋市発注に係る「祇園町地区面整備汚水管渠築造工事(8工区)」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、平成20年1月29日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

エ 誠里建設の代表者は、平成18年12月27日施行の行橋市発注に係る「祇園町地区面整備汚水管渠築造工事(8工区)」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、平成20年1月29日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

オ 有限会社泰正建設の従業員は、平成18年12月27日施行の行橋市発注に係る「祇園町地区面整備污水管渠築造工事（8工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に、談合をおこなったことにより、福岡地方裁判所小倉支部から、懲役10月（執行猶予3年）の刑の宣告を受け、平成20年1月5日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 処分をした年月日

平成20年10月17日

#### 2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
藤建建設株式会社	行橋市南大橋3-5-6	藤原 奈穂美	平成18年10月23日 福岡県知事許可（特・般-18） 第58167号
有限会社出口建設	行橋市東大橋3-18-12	出口 皓三	平成15年11月11日 福岡県知事許可（特-15） 第92064号
有限会社大建	行橋市大字元永56	豊田 和成	平成18年1月6日 福岡県知事許可（般-17） 第95013号
株式会社田村土建	行橋市大字金屋497	田村 眞平	平成16年2月24日・平成17年7月21日 福岡県知事許可（特・般-15・17） 第92372号

株式会社出口工務所	行橋市東大橋6-3-36	出口 信義	平成20年4月9日 福岡県知事許可（般-20） 第102739号
上下建設株式会社	行橋市西泉2-2-5	上下 嘉明	平成17年7月25日 福岡県知事許可（般-17） 第71224号
協和工業株式会社	行橋市大字津留788	則松 定市	平成19年1月17日 福岡県知事許可（般-18） 第25338号
有限会社旭建設	行橋市南大橋4-1-13	森淵 鉄二	平成17年3月9日 福岡県知事許可（般-16） 第65204号
有限会社森隆建設	行橋市南大橋3-5-4	石川 隆子	平成17年10月30日 福岡県知事許可（般-17） 第35569号

#### 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

##### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

##### (2) 停止期間

ア 藤建建設株式会社

平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間

イ 有限会社出口建設

平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間

- ウ 有限会社大建  
平成20年11月1日から平成20年12月30日までの60日間
- エ 株式会社田村土建  
平成20年11月1日から平成20年12月30日までの60日間
- オ 株式会社出口工務所  
平成20年11月1日から平成20年11月30日までの30日間
- カ 上下建設株式会社  
平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間
- キ 協和工業株式会社  
平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間
- ク 有限会社旭建設  
平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間
- ケ 有限会社森隆建設  
平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間

#### 4 処分の原因となった事実

- ア 藤建設株式会社の元代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、福岡地方裁判所小倉支部から懲役8月（執行猶予4年）の刑の宣告を受け、平成20年5月23日にその刑が確定した。  
このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- イ 有限会社出口建設の代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- ウ 有限会社大建の取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令

を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

- エ 株式会社田村土建の取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- オ 株式会社出口工務所の社員は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
- カ 上下建設株式会社の代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- キ 協和工業株式会社の代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- ク 有限会社旭建設の代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- ケ 有限会社森隆建設の代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に際し、他の入札

参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、行橋簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年4月19日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

## 公告

福岡調剤薬局労働組合から、未払い賃金の支払い等の要求に関して、平成20年11月4日0時以降、その組合員の従事する次の職場（有福岡調剤薬局のま店、のま西店、のま大池店、つるた店、大橋店）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第8号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成20年10月31日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田 中 康 順

### 1 路線名及び料金の徴収区間

路 線 名	料金の徴収区間
北九州市道 北九州高速1号線	北九州市小倉南区横代北町二丁目から 同市小倉北区下到津一丁目まで
北九州市道 北九州高速1号長野横代北町線	北九州市小倉南区長野二丁目から 同区横代北町二丁目まで
北九州市道 北九州高速2号線	北九州市小倉北区許斐町から 同市戸畑区大字戸畑まで
北九州市道 北九州高速3号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目から 同区東港一丁目まで
北九州市道 北九州高速4号線	北九州市門司区春日町から 同市八幡西区茶屋の原二丁目まで

北九州市道  
北九州高速5号線

北九州市八幡東区東田五丁目から  
同区神山町まで

### 2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき次の料金とする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 1,000円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 500円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を引き続き利用するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号（以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）が福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。

### 3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC曜日別時間帯割引（以下「曜日別時間帯割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

## イ 割引率

区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。

区 分	時 間 帯	割 引 率
平 日 (月曜日～金曜日)	0：00以後～7：00前	10%
	22：00以後～24：00前	
土 曜 日	0：00以後～7：00前	10%
	7：00以後～22：00前	5%
	22：00以後～24：00前	10%
日曜日及び祝日	0：00以後～24：00前	10%

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(2) 北九州高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

E T C車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成17年10月1日実施。以下「E T Cシステム利用規程」という。）第2条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（平成17年10月1日実施。以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされた

E T Cカードに限る。以下(2)において同じ。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

## イ 割引率

ポイントの付与

一枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分 3万円を超えた部分	12ポイント 19ポイント

ポイントによる割引

一枚のE T Cカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表又は に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 北九州高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（E T Cシステム利用規程第2条第1号に定めるE T Cシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたE T Cカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

## イ 割引率

## 料金の額に応じた割引

一枚のETCカードごとに、ETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ通行については、料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、一通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

## 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(4) ETC路線バス割引（以下「路線バス割引」という。）については、次のとおりとする。

## ア 割引を適用する自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

## イ 割引率

料金の割引率は、39パーセント以内とする。

(5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

## ア 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の 又は の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

## イ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

(6) ETC前納割引（以下「前納割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定めるETC前払割引サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
10,000円	10,500円	約5%
50,000円	58,000円	約14%

(7) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

北九州高速道路を通行し、有料道路の料金にかかる社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

(8) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用

する。

イ 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ 曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

重複適用の有無

	曜日別			
			・・・適用あり	
			×・・・適用なし	
マイレージ		マイレージ		
コーポレート		×	コーポレート	
前納		×	×	前納

注) 「曜日別」は「曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「前納割引」をそれぞれ指すものとする。

重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	曜日別時間帯割引
2	マイレージ割引、コーポレートカード割引、前納割引

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から62年8ヶ月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成5年7月）から49年12ヶ月間。）とする。

5 実施期日

(1) この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、平成20年11月1日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

(2) 平成18年1月30日付け国道有第93号において認可を受けた次の回数通行券については、理事長が別に定める日から発行を停止することとし、それまでの間は従前の



とおりとする。

ア 料金を徴収する全自動車（イの自動車を除く。）について、次の割引率の回数  
通行券を発行する。

券の種類	普通車		大型車	
	販売価格	割引率	販売価格	割引率
100回券	40,800円	約18%	81,600円	約18%
24回券	10,000円	約17%	20,000円	約17%
9回券	4,100円	約9%	8,200円	約9%

イ 路線バスについては、次の割引率の回数通行券を発行する。

券の種類	販売価格	割引率
100回券	61,200円	約39%

#### 福岡北九州高速道路公社公告第9号

平成20年10月31日付福岡北九州高速道路公社公告第8号（以下「公告」という。）2  
の料金の額及び5の実施期日の理事長の定める方法について、次のとおり定め、  
道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成20年10月31日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田中康順

- 公告2(3)の理事長が定める方法は、北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九  
州市道北九州高速5号線端末出入口の間を90分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合  
とする。
- 公告5(2)の理事長が別に定める日は、平成21年8月1日とする。

#### 福岡北九州高速道路公社公告第10号

平成20年10月31日付福岡北九州高速道路公社公告第8号（以下「公告」という。）3  
(2)イ及び3(3)イに基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特  
別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成20年10月31日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田中康順

- 北九州高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与  
公告3(2)イに定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に  
変更する。
- 北九州高速コーポレートカード割引の弾力的な割引  
公告3(3)イに定める表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」  
に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」に変更する。
- 実施する期間  
平成20年11月1日から平成21年10月31日までとする。

#### 福岡北九州高速道路公社公告第11号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務  
の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第1  
項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。  
）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金  
の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省  
令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日  
本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連  
絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規  
程」という。）第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日  
本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたE  
TCカードをいう。）及びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程第3条第  
1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日  
本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連  
絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）を利用  
した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

平成20年10月31日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

1 ETCシステムを新たに使用する料金所名

横代料金所、若園料金所、北方料金所、篠崎南料金所、篠崎北料金所、大手町料金所、勝山料金所、下到津料金所、小倉駅北料金所、日明料金所、戸畑料金所、春日料金所、大里北料金所、大里南料金所、富野料金所、足立北料金所、足立南料金所、紫川料金所、山路料金所、黒崎東料金所、黒崎西料金所、小嶺料金所、馬場山料金所、大谷料金所及び東田料金所

2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時

平成20年11月1日 午前0時～

3 ETCシステム利用規程

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程による。

